

戸籍謄本・抄本等交付申請書（個人用）

市区町村長様

令和 年 月 日

請求者	住所	〒				
	フリガナ				生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
	氏名				生年月日	年 月 日
	日中（9:00から17:30） に連絡のつく電話番号		— —			
筆頭者との続柄		本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母 その他（ ）				
本籍						
筆頭者氏名	生年月日 大・昭・平・令 年 月 日					
使用目的	のために へ提出					
必要な書類	戸籍	謄本（全部事項証明）				通
		抄本（個人事項証明） 必要な方の氏名（ ）				通
	除籍	謄本（全部事項証明）				通
		抄本（個人事項証明） 必要な方の氏名（ ）				通
	改製原戸籍	謄本				通
		抄本 必要な方の氏名（ ）				通
	戸籍の附票	謄本（全部証明書）				通
		抄本（一部証明書） 必要な方の氏名（ ）				通
		<small>※以下の項目は原則記載省略 必要な場合は☑を記入</small> ◆本籍・筆頭者氏名の記載が <input type="checkbox"/> 必要 ◆住民票コードが <input type="checkbox"/> 必要 ◆在外選挙登録地の記載が <input type="checkbox"/> 必要（登録者のみ） ※ 戸籍の附票に記載が必要な住所があれば、ご記入ください。				
	身分証明書	必要な方の氏名	（ ）			通
独身証明書	必要な方の氏名	（ ）			通	
受理証明書	届出の種類	届	届出年月日	年 月 日	通	
届書の記載事項証明	届出の種類	届	届出年月日	年 月 日	通	
連絡事項						

★ 本人・配偶者・直系尊属卑属（子・父母・孫など）ではない方からの請求は、委任状が必要です。
 また、請求先の市区町村で続柄が確認できない場合は、関係が分かる戸籍（写しでも可）の添付が必要です。

裏面も必ずご確認ください。

<請求に必要なもの>

- ① 請求書（この用紙）
 - ・ 記入漏れのないように、ご記入お願いします。
- ② 手数料
 - ・ 定額小為替を郵便局でお求めのうえ同封してください。
島本町における手数料は下記のとおりです。

証明書の種類	1通あたりの手数料額
戸籍謄本（全部事項証明）	450円
戸籍抄本（個人事項証明）	
除籍謄本（全部事項証明）	750円
除籍抄本（個人事項証明）	
原戸籍謄本	
原戸籍抄本	300円
戸籍の附票	
身分証明書	300円
独身証明書	300円
受理証明書	350円
届書の記載事項証明	350円

※上質紙の場合は、1,400円

※ 島本町以外にご請求される場合は、ご請求先へご確認をお願いします。

- ③ 返信用封筒
 - ・ 送付先住所・氏名を明記し、切手を貼付のうえ、同封してください。
お急ぎの場合は、別途速達手数料分の切手も貼付してください。
- ④ 請求者の本人確認書類の写し
 - ・ 送付先（現住所）が記載されている次のような本人確認書類のコピーを同封してください。
例）個人番号カード、運転免許証など
- ⑤ その他
 - ・ 本人・配偶者・直系尊属卑属（子・父母・孫など）以外からの請求の場合、委任状など別途書類の添付をお願いすることがございます。あらかじめご了承ください。

<請求先>

- ・ 戸籍関係の証明書は、本籍の市区町村で発行しています。必要書類を、本籍の市区町村へ送付してください。
- ・ 島本町に本籍がある場合は、下記へ送付してください。

〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号

島本町役場 住民課 戸籍係 宛

<注意事項>

- ・ 返信先は請求者の住民登録地（住民票に記載されている現住所）となります。
- ・ 島本町におきましては、平成27年3月21日に戸籍のコンピュータ化を実施しております。平成27年3月21日より以前に死亡などにより除籍となった方の記載は、現在の戸籍には移記されておりません。
- ・ 法改正により、戸籍の附票の除票の保存期間が5年から150年に延長されました。ただし、基準日（H26.6.20）においてすでに保存期間を経過しているものは、交付できません。
- ・ プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求には応じられません。
- ・ 偽り、その他不正な手段により交付を受けた場合は、戸籍法第133条の規定により、30万円以下の罰金に処せられます。
- ・ 本人確認書類として健康保険証の写しを同封される場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号にマスキングを施していただきますようお願いします。